

## 国立国語研究所研究教育職員の任期に関する規程

平成28年10月 1日  
国語研規程 第82号  
改正 令和 3年10月14日  
改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程（人間文化研究機構規程第118号。以下「機構任期規程」という。）に基づき、国立国語研究所における研究教育職員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める研究教育職員の組織等)

第2条 機構任期規程第2条から第5条までの規定に基づき、任期を定めて任用する研究教育職員の組織等は別表に定めるとおりとする。

(適用除外)

第3条 有期雇用職員として大学共同利用機関法人人間文化研究機構に在職した者を、任期付き研究教育職員に採用する場合、前条の規定に関わらず、その通算した契約期間が機構任期規程第4条第2項に定める期間を超えない範囲で、任期を変更するものとする。ただし、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約期間の内、6月以上の空白期間があり、当該空白期間前に雇用契約期間が満了しているものについては、通算契約期間に算入しない。

(同意)

第4条 機構任期規程第7条の規定に基づき、任用される者の同意を得るときは、別紙様式によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、研究教育職員の任期に関し必要な事項は、別に所長が定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に新たに採用されるものについて適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 任期を定めて雇用する研究教育職員の組織等（第2条関係）

組織	職	任期	再任に関する事項		
			可否	任期	回数
研究系 共同利用推進センター 言語資源開発センター I R 推進室	助教	5年	否	-	-

別紙様式

同 意 書

年 月 日

国立国語研究所長 殿

(氏名)

私は、国立国語研究所〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第2号及び国立国語研究所研究教育職員の任期に関する規程（国語研規程第82号）第3条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注：〇〇〇の部分には、別表に規定する組織及び職を記入する。